

有機性廃棄物リサイクル推進施設  
(汚泥再生処理センター) 建設工事に係る  
技術提案書公募要領

平成20年10月

双葉地方広域市町村圏組合

# 目 次

第 1	はじめに	1
第 2	建設工事の概要	1
第 3	参加者の資格要件	4
第 4	業者選定手続きのスケジュール	4
第 5	応募に係る書類の作成及び提出の留意事項	6
第 6	技術提案書の審査基準	9
第 7	審査結果の通知	11
第 8	事務取扱	12
	様式集	13

## 【本公募要領の入手方法】

本公募要領の入手は、次のいずれかの方法によるものとする。

### 1. 本公募要領の配布

- (1) 配布日：平成20年10月1日（水）から10月17日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- (2) 配布時間：午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）
- (3) 配布場所：双葉地方広域市町村圏組合 双葉環境センター  
〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜301  
TEL：0240-22-3330 FAX：0240-22-3354

### 2. 組合ホームページからのダウンロード

- (1) 掲載日：平成20年10月1日（水）から10月17日（金）まで
- (2) URL：<http://futaba-koiki.jp/>

## 第1 はじめに

双葉地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）では、管内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥等を、組合所管のし尿処理施設で処理している。現有施設は、計画処理量 90kL/日、好気性消化・活性汚泥法処理方式によるし尿処理施設で、昭和54年度の稼働開始以来、度重なる改造や基幹的整備を経て現在に至っている。現有施設においては、経年的な使用に伴う設備装置の老朽化、搬入状況の変化による処理機能への影響など、数多くの課題を抱える状況である。

このたび組合では、現有施設の課題を解消し、より効率的かつ効果的なし尿処理を行うとともに、循環型社会の形成に貢献することを目的として、施設の全体更新を行うものとした。新たに整備する施設は、衛生処理を主目的とした従来のし尿処理施設から脱却し、し尿処理とリサイクルを複合的に行う計画となっている。そのため、施設整備事業は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金事業」として実施し、施設を有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）として整備する。

計画する施設の整備に当たっては、周辺環境へ十分配慮しつつ、信頼性の高い処理と資源化が効率的に行えるよう配慮する必要がある。組合では、処理や資源化の安心、安全はもとより、効率性、合理性に配慮しつつ、経済的な施設整備を行うため、計画施設の設計・施工業者を公募型指名競争入札方式により決定するものとした。

ここでいう公募型指名競争入札方式とは、組合が有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）建設工事（以下「建設工事」という。）の発注において、建設工事に関する技術提案書の提出希望者を公募し、所定の資格要件を満たす応募者から技術提案書の提出を受け、その内容等についての評価を行い、建設工事への適合性の高い者の中から入札により請負業者を決定する方式である。

本公募要領は、組合が建設工事の請負業者選定手続き（以下「業者選定手続き」という。）に係る参加意思の確認及び技術提案書等の収集を行うに当たり、業者選定手続きに参加しようとする者に配付するものである。建設工事の業者選定手続きに参加しようとする者は、本公募要領の内容を踏まえ、必要な書類の提出を行うものとする。

## 第2 建設工事の概要

建設工事の概要は、次のとおりである。なお、詳細については、建設工事の業者選定手続きに係る参加者の資格要件（本公募要領「第3 参加者の資格要件」参照。）を具備する者へ別途貸与する技術提案仕様書（本公募要領「第5-4. 建設工事の技術提案書」参照。）の中で示す。

## 1. 事業者

双葉地方広域市町村圏組合、

構成町村：広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

## 2. 工事名

(仮称) 有機性廃棄物リサイクル推進施設 (汚泥再生処理センター) 建設工事

## 3. 工事場所

福島県双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字深谷地内

## 4. 工事場所の立地条件

### (1) 敷地面積

約 26,000 m<sup>2</sup>

### (2) 周辺状況

敷地の南側及び東側：針葉樹林、敷地の北側及び西側：水田近接

近隣地区に集落なし、少し離れたところで人家が点在。

### (3) 地形、地質

これまで田畑として利用、ほぼ平坦な地形。

地表面～約 2 m 前後までが有機質・砂質シルト層、その下約 4.5 m 前後までが砂礫層、さらにその下が泥岩層。

### (4) 都市計画事項

用途地域：用途地域以外の地域

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

建ぺい率：60%

容積率：200%

緑化率：開発区域の面積の3%以上

## 5. 工事期間、供用開始年月

建設年度：平成21年度～平成22年度（2カ年継続事業）

供用開始：平成23年4月

## 6. 施設の性能及び構造

### (1) 計画処理量

63kL/日

内訳：し尿 12kL/日、浄化槽汚泥 49kL/日、農業集落排水施設汚泥 2 kL/日

(2) 処理方式、資源化方式

浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理、リン回収方式

(3) 水処理性能

pH：5.8～8.6、BOD：10mg/L以下、COD：20mg/L以下、

SS：10mg/L以下、T-N：10mg/L以下、T-P：1mg/L以下、

色度：30度以下、大腸菌群数：100個/cm<sup>3</sup>以下、

その他、水質汚濁防止法に基づく排水基準、福島県条例等の規制基準に準拠した放流水質とする。

放流量：126m<sup>3</sup>/日以下、放流先：植松川（準用河川）

(4) 汚泥等の処理処分方法

し渣：水分60%以下に脱水後場外搬出、汚泥：水分83%以下に脱水後場外搬出

(5) 構造

処理棟管理棟一体型、地上2階、地下1階

鉄筋コンクリート造

(6) 設備概要

受入貯留設備、前凝集分離設備、膜分離高負荷脱窒素処理設備、高度処理設備、消毒設備、汚泥脱水設備、資源化設備、脱臭設備、取排水設備、その他設備

7. 工事範囲

(1) 施設整備

施設の実施設計及び詳細設計

交付金申請、施設設置届、実績報告、各種許認可申請等の手続き

着工準備（用地造成、インフラ整備等）

処理棟、付帯施設、場内整備、造園等の施工及び施工管理

施設の試運転、性能確認及び引き渡し

組合が行う近隣対応への協力

(2) 施設運営

施設の運転指導

備品及び消耗品の納入

施設引き渡し後の各種保証

(3) その他、(1) 及び (2) に示した事項に付随する業務

8. 請負者の決定方法

技術提案書の審査を通過した者による競争入札方式

### 第3 参加者の資格要件

建設工事の業者選定手続きに係る参加者の資格要件は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた建設業者のうち、公示の日から競争入札が終了するまでの期間において、次の各号に該当する者とする。

1. 組合及び構成町村の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者。
2. 建設業法第15条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者。
3. 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評価点数が700点以上の者。
4. し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の建設工事（新設に限る。）を元請けとして行い、稼動開始に至った経緯のある者。
5. 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、し尿処理施設建設工事の経験（新設に限る。）がある技術者を、建設工事に専任で配置できる者。
6. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
7. 国、福島県及び組合から指名停止措置を受けていない者。
8. 商法の規定に基づく整理開始の申し立て若しくは通告の事実がない者。
9. 破産法の規定による破産の申し立てがなされていない者。
10. 会社更生法の適用を申請した場合は、更生手続が完了している者。
11. 民事再生法の適用を申請した場合は、再生手続が完了している者。
12. 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過している者、又は6ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りとしていない者。
13. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過している者。
14. 法人税、消費税、又は地方消費税を滞納していない者。

### 第4 業者選定手続きのスケジュール

#### 1. 業者選定手続きの流れ

##### (1) 実施の公示

建設工事の業者選定手続きについて、参加者を公募し、参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類を収集する。

## (2) 参加資格審査

参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類により、応募者が本公募要領「第3 参加者の資格要件」を満たしているかの審査を行う。資格要件を具備する者には、建設工事の技術提案仕様書を貸与して、技術提案書の提出を要請する。

## (3) 技術提案書の審査

提出された技術提案書について、本公募要領「第6 技術提案書の審査基準」に基づき、内容等の審査を行う。所定の評価点数を獲得し、建設工事への適合性が高いと判断した技術提案書の提出者を、建設工事の入札参加者として認定する。

## (4) 入札、契約

入札参加者に認定された者による競争入札で、最も低い入札価格を提示した者を落札者とし、組合議会の承認を得て建設工事の請負契約を締結する。

## 2. 業者選定手続きのスケジュール（予定）

建設工事の業者選定手続きに係る公募から契約までのスケジュールは、次のとおりである。

	内 容	期 間
1	公募要領発表（公示）	平成20年10月1日（水）
2	公募要領の配付	平成20年10月1日（水）～10月17日（金）
3	公募要領に関する質問の受付	平成20年10月8日（水）～10月10日（金）
4	公募要領に関する質問の回答	平成20年10月15日（水）までに回答
5	参加表明書及び参加資格審査申請書の受付	平成20年10月15日（水）～10月17日（金）
6	参加資格審査結果の通知 （技術提案仕様書貸与、技術提案書提出要請）	平成20年11月7日（金）までに通知
7	技術提案仕様書に関する質問の受付	平成20年11月12日（水）～11月14日（金）
8	技術提案仕様書に関する質問の回答	平成20年11月21日（金）までに回答
9	技術提案書提出	平成20年12月8日（月）～12月12日（金）
10	個別ヒヤリングの実施	平成21年3月までに実施（予定）
11	技術提案書審査結果の通知 （競争入札指名通知）	平成21年4月までに実施（予定）
12	建設工事の競争入札	平成21年4月（予定）
13	議会承認及び契約締結	平成21年5月（予定）

## 第5 応募に係る書類の作成及び提出の留意事項

### 1. 基本的事項

#### (1) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提出書類に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (2) 用紙及び文字サイズ

提出書類に使用する用紙はA4版とし、文字のサイズを11ポイント（図表を除く。）とする。

#### (3) 提出書類の無効

提出書類について、本公募要領の内容及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

#### (4) 費用負担

建設工事の業者選定手続きに係る書類の作成・提出、現地調査、個別ヒアリングに関する費用は、全て応募者あるいは参加者の負担とする。

#### (5) 虚偽の記載

提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

#### (6) 提出書類の返却

提出書類は、原則として返却しない。なお、提出書類は、建設工事の業者選定手続き以外の目的に使用しないものとする。

#### (7) 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、応募者あるいは参加者に帰属する。ただし、組合が応募者あるいは参加者の承諾を得た場合には、本公募要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

#### (8) 組合から提出した資料の取扱い

組合から提出する資料については、目的外使用を禁ずる。また、組合の了承を得ずに第三者にこれを使用させてはならない。

#### (9) その他

本公募要領に定めるもののほか、建設工事の業者選定手続きの遂行に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者あるいは参加者に別途通知する。

## 2. 建設工事の業者選定手続きに関する質疑応答

### (1) 質問方法

建設工事の業者選定手続きに関する質問は、質問書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、FAXにより行い、必ず電話にて着信を確認すること。FAXの表題は「質問書提出 事務取扱 双葉環境センター宛」とする。なお、電話、口頭、電子メール及び郵送等による質問には対応しないものとする。

### (2) 本公募要領に関する質疑応答

本公募要領の内容等についての質問は、質問書（様式1）により、下記のとおり受け付ける。

#### ア. 受付期間

平成20年10月8日（水）午前9時から10月10日（金）午後5時まで

#### イ. 質問に対する回答

本公募要領の内容等に関する質問については、平成20年10月15日（水）から平成20年10月17日（金）までの間、組合のホームページにおいて、各々の質問に対する回答書をまとめて公開する。なお、不当な混乱を招く恐れのある質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

#### ウ. 提出先

双葉環境センター（本公募要領「第8 事務取扱」参照のこと。）

### (3) 技術提案仕様書に関する質疑応答

技術提案仕様書の内容等についての質問は、質問書（様式1）により、下記のとおり受け付ける。

#### ア. 受付期間

平成20年11月12日（水）午前9時から11月14日（金）午後5時まで

#### イ. 質問に対する回答

技術提案仕様書の内容等に関する質問については、平成20年11月21日（金）までに組合からFAXにて回答書を送信する。なお、不当な混乱を招く恐れのある質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

#### ウ. 提出先

双葉環境センター（本公募要領「第8 事務取扱」参照のこと。）

## 3. 参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類

下記により、建設工事の業者選定手続きに係る参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類を受け付ける。

(1) 提出書類

ア. 参加表明書（様式2）

イ. 参加資格審査申請書及び関係書類

（ア）参加資格審査申請書（様式3）

（イ）清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書の写し

（ウ）清掃施設工事に係る特定建設業の許可書の写し

（エ）納税証明書の写し

（オ）工事施工実績届出書（様式4）

（カ）施工実績に係る契約書等の写し

（キ）予定監理技術者の経歴（様式5）

（ク）参加表明者と予定監理技術者の雇用関係を明らかにする書類

（ケ）予定監理技術者の法令による免許等の写し

（コ）予定監理技術者の工事経歴を証明する書類

(2) 提出期間

ア. 日程：平成20年10月15日（水）から平成20年10月17日（金）まで

イ. 時間：午前9時から午後5時まで（最終日は午前9時から午後3時まで）

（ただし、正午から午後1時までを除く）

(3) 提出先

双葉環境センター（本公募要領「第8 事務取扱」参照のこと。）

(4) 提出方法

提出部数は3部とし、持参又は郵送（提出期間内必着）によるものとする。

4. 建設工事の技術提案書

提出された参加資格審査申請書及び関係書類により、応募者（建設工事の業者選定手続きへ参加を表明した者）が、本公募要領「第3 参加者の資格要件」を満たしているかの審査（参加資格審査）を行う。適格業者には、参加資格認定通知に加え、建設工事の性能保証事項や基本仕様を示した技術提案仕様書を貸与し、技術提案書及び工事見積書の提出を要請する。

技術提案書は、下記のとおり受け付ける。

(1) 提出書類

ア. 技術提案書（提出書類の形式等については技術提案仕様書による。）

（ア）技術提案書の提出表明書

（イ）施設概要説明書

- (ウ)設計計算書
  - (エ)設計仕様書
  - (オ)図面類
  - (カ)施工計画書、工事工程表
  - (キ)維持管理費計算書
  - (ク)その他技術提案仕様書で定める書類
- イ. 工事見積書（見積内訳書を含む。）

(2) 提出期間

- ア. 日程：平成20年12月8日（月）から平成20年12月12日（金）まで
- イ. 時間：午前9時から午後5時まで（最終日は午前9時から午後3時まで）  
（ただし、正午から午後1時までを除く）

(3) 提出先

双葉環境センター（本公募要領「第8 事務取扱」参照のこと。）

(4) 提出方法

提出部数は技術提案書5部、工事見積書1部とし、持参又は郵送（提出期間内必着）によるものとする。

5. 工事場所の確認及び工事関連図書の閲覧

工事場所の確認及び工事関連図書の閲覧については、建設工事の業者選定手続きに係る参加資格認定後、別途通知する。

## 第6 技術提案書の審査基準

### 1. 技術提案書の評価方法

提出された技術提案書の審査は、技術提案仕様書との整合性の確認、提案図書間における整合性の確認及び提案費用の各社比較を通じて、各々の評価を行うものとする。

技術提案書の提出者に対しては、個別ヒアリングを実施し、取り組み姿勢及び提案内容の確認を実施する。

技術提案書の評価方法は、「2. 評価項目」に示す事項を、「3. 評価基準」に基づき採点し、各項目の合計を最高100点として技術提案書を評価する。

建設工事への適合性が高いと判断し選定する技術提案書は、総合評価点が75点以上のものとする。なお、各評価項目の評価基準において0点の評点がある場合は、総合評価点にかかわらず、建設工事への適合性が低いものと判断し非選定とする。

## 2. 技術提案書の評価項目

技術提案書の評価項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術提案書に示された設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項。
- (2) 技術提案書に示された設計仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項。
- (3) 技術提案書に示された図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項。
- (4) 技術提案書に示された工事施工計画と技術提案仕様書の整合性に関する事項。
- (5) 技術提案書に示された各図書間の整合性に関する事項。
- (6) 施設の建設費、維持管理費など、経済性に関する事項。

## 3. 技術提案書の評価基準

技術提案書の評価基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項「2. (1) ～ (3)」に示した評価項目の評価基準

技術提案仕様書との不整合箇所数	評 価 点
不整合箇所数 0	20点
不整合箇所数 5 未満	15点
不整合箇所数 5 以上10未満	10点
不整合箇所数10以上	5点
施設性能に係わる不整合	0点

- (2) 前項「2. (4)」に示した評価項目の評価基準

技術提案仕様書との不整合箇所数	評 価 点
不整合箇所数 0	10点
不整合箇所数 2 未満	7.5点
不整合箇所数 2 以上 5 未満	5点
不整合箇所数 5 以上	2.5点
工期に係わる不整合	0点

- (3) 前項「2. (5)」に示した評価項目の評価基準

技術提案仕様書との不整合箇所数	評 価 点
不整合箇所数 0	10点
不整合箇所数 5 未満	7.5点
不整合箇所数 5 以上10未満	5点
不整合箇所数10以上	2.5点
施設性能に係わる不整合	0点

(4) 前項「2.(6)」に示した評価項目の評価基準

見積平均金額に対する比率	建設費の評価点	維持管理費の評価点
見積平均金額の0.80以下	10点	10点
見積平均金額の0.81～0.90	9点	9点
見積平均金額の0.91～1.10	8点	8点
見積平均金額の1.11～1.20	7点	7点
見積平均金額の1.21以上	6点	6点

第7 審査結果の通知

1. 審査結果の通知

参加資格審査ならびに技術提案書審査の結果は、結果の如何にかかわらず、各応募者あるいは各参加者に対し、書面で通知する。

建設工事の業者選定手続きに係る参加資格を認められなかった者、または提出した技術提案書が選定されなかった者に対しては、その理由（非認定・非選定理由）も通知する。

2. 非認定・非選定者に関する事項

(1) 非認定・非選定理由の説明要求

非認定または非選定の通知を受けた者は、通知を行った日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）以内に、組合に対して書面にて非認定理由あるいは非選定理由についての説明を求めることができる。

(2) 説明を求めた者への回答

非認定理由または非選定理由について説明を求めた者に対する回答は、当該書面を受理した翌日から起算して10日（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) 説明要求の受付

非認定理由説明要求書ならびに非選定理由説明要求書の受付場所及び受付時間は下記のとおりである。

ア. 受付期間

土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く）

イ. 提出先

双葉環境センター（本公募要領「第8 事務取扱」参照のこと。）

ウ. 提出方法

持参又は郵送（提出期間内必着）によるものとする。

## 第8 事務取扱

建設工事の業者選定手続きに係る本組合の事務取扱は、下記のとおりである。

双葉地方広域市町村圏組合 双葉環境センター

住 所：〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜301

電 話：0240-22-3330

F A X：0240-22-3354